

イノベーション拠点税制(令和7年度)徹底活用戦略レポート：税務控除最大化のための実務ガイド

Gemini

序章：エグゼクティブ・サマリー

本レポートの目的は、令和7年度(2025年度)に施行されるイノベーション拠点税制(以下、「本税制」)について、企業がその減税措置を「徹底的に」活用するために必要な戦略的・実務的アプローチを包括的に提示することにある。

本税制は、我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化と無形資産投資の促進を目的とし、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する事業年度を対象とする時限的な租税特別措置である¹。その核心は、適格な知的財産から生じるライセンス所得・譲渡所得に対し、最大\$30%\$という極めて高い所得控除を認める点にある¹。

しかし、この強力なインセンティブを享受するための適用要件は極めて厳格であり、実務上、以下の3つの主要なハードルが存在する。

1. 対象所得の厳格な定義：控除対象はライセンス・譲渡所得に限定され、多くの製造業の収益源である「製品・サービスの売却益」は対象外である¹。
2. 契約上の明確性：対象知財と対象外知財(ノウハウ等)を一体でライセンスする場合、契約において対象知財の対価が明確に区分されていることが原則として要求される¹。
3. 自己創出の証明：OECDの国際的ルール(ネクサス・アプローチ)に基づき、控除は「自ら」「国内で」行った研究開発の範囲内に限定される¹。

本レポートが提示する最も重要な分析結果は、以下の2点に集約される。

1.【最重要インサイト】施行初年度(令和7年度)の「黄金の窓」の活用

本税制の適用における最大の事務的負担は、「自己創出比率」の算定、すなわち過去の研究開発費を個々の知的財産に紐付ける作業にある。しかし、施行初年度(令和7年度)および2年目(令和8年度)に限り、この紐付け作業を必要とせず、「申告法人全体の研究開発費」を用いて比率を算定できる**極めて有利な「経過措置」**が設けられている¹。この2年間の「黄金の窓」を逃さず、管理負担が最小である初年度から適用を開始することが、今年度の最優先戦略である。

2.【最大の警告】一般的なグループ経営ストラクチャーの非適格リスク

本税制は、「知財管理子会社(IP Box)」や「中央研究所への事業会社からの資金提供」といった、日本企業において一般的に採用されているグループ経営ストラクチャーの下では、制度の適用が根本的に妨げられる(=適用不可となる)よう設計されている¹。これらの「致命的な落とし穴」に該当するか否かを即時に診断し、該当する場合は組織ガバナンスの見直しを検討することが不可欠である。本レポートは、これら「機会」の最大化と「リスク」の最小化を両立させるため、対象IPの特定、契約戦略、自己創出比率の最適計算、適用不可ケースの回避、そして具体的な行政手続きに至るまで、令和7年度の適用を成功させるための実務の方策を徹底的に詳述する。

第1部：本税制の核心的理－控除の源泉(IPと所得)の特－定

本税制の適用は、企業が保有する膨大な無形資産ポートフォリオの中から、法的に「適格」と認められる知的財産(IP)と、そこから生じる「適格」な所得を選別・特定する作業から始まる。この初期段階の定義を誤ると、その後の全ての努力が無に帰すことになる。

1.1. 制度の戦略的意義と令和7年度の機会

本税制は、従来の研究開発税制(研究開発費というインプットに対するインセンティブ)とは根本的に思想が異なる。本税制は、研究開発の「アウトプット」、すなわち創出された知的財産がもたらす「所得」に対して直接インセンティブを付与するものである¹。

この設計は、企業経営に対し、研究開発部門を単なる「コストセンター」から、ライセンス収入等を生み出す「プロフィットセンター」へと変革させる強力な経営上の動機付けとなる。

特に令和7年度(今年度)は、後述する「自己創出比率」の算定において、会計上の管理負担が劇的に軽減される「経過措置」が適用される最初の年である¹。このため、管理体制の構築が未了の企業であっても、本税制の恩恵を最も容易に享受できる戦略的な好機(タイミング)であると言える。

1.2. 控除対象となる「知的財産」の厳格な定義

控除額算定の出発点となる「対象知的財産」の範囲は、イノベーションの成果として想定される無形

資産のうち、極めて限定的なものに絞り込まれている。

1.2.1. 適格な知的財産

本税制の対象となるのは、以下の要件を全て満たすものに限られる¹。

1. 種類:
 - 特許権(海外で登録されたものも含む)
 - AI関連のプログラムの著作物
2. 取得・製作時期:
 - 申告法人が令和6年4月1日以後に取得又は製作したもの
3. 貢献要件:
 - 「我が国の国際競争力の強化に資するもの」であること。
 - (除外要件)風営法関連の事業の用に供されることを目的に取得又は製作されたものでないこと¹。

1.2.2. 「AI関連プログラム」の技術的範囲

特に注意を要するのは、「AI関連のプログラムの著作物」の定義である¹。本税制の対象は、AIを「活用した」一般的なアプリケーションやサービスではなく、AIの「中核技術」そのものに限定されている¹。

税制対象となるAIプログラム¹:

1. AIモデルによる機械学習をサポート(効率化・性能向上)するプログラム
 - 例:学習に必要なデータのタグ付けツール、RAG(検索拡張生成)など。
2. AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム
 - 例:基盤モデル(GPT、tsuzumi等)や、製薬特化モデルなど個別の環境に特化したモデル。
3. 機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム
 - 例:クラウド上でGPU等のハードウェアを稼働させるために必要な制御ソフト(GPU as a Service等)。

税制対象外となるプログラム¹:

- AIを活用したアプリケーション(BtoB, BtoC)
- アプリのUI(画面等)など

この厳格な区分は、本税制がAIの「利用者」(AIアプリ開発者)ではなく、AIの「構築者」(基盤モデル

開発者、RAG等のコア技術開発者)を優遇する意図を明確に示している。

多くの企業が「自社のAI関連ソフトウェア」として認識しているものの多くは、実際には「AIを活用したアプリケーション」に分類され、税制対象外となる可能性が高い。したがって、AI関連プログラムでの申請を検討する場合、後述する(一社)ソフトウェア協会(SIA)による事前確認¹を見据え、自社プログラムが上記¹P.5の3分類のいずれに技術的に該当するのか、R&D部門による詳細なマッピング作業が緊急に必要である。

1.2.3. 今年度(R7)の明確な「対象外」IP

令和6年度の税制改正要望段階では、実用新案権等も対象に含めることができたが、今年度(令和7年度)施行の制度においては、これらは明確に対象外とされた¹。

- 実用新案権、意匠権、商標権：これらは将来的な検討事項であり、今年度の制度では対象外である¹。
- AI以外のプログラムの著作物：上記1.2.2.で定義されたAI関連プログラムを除く、全てのソフトウェア(著作権)は対象外である。

【提案テーブル：AI関連プログラムの適格性判定^(1) P.5に基づく分類)】

プログラム例	P.5 分類	税制対象(O/x)	分析と理由
顧客対応チャットボット(Webアプリ)	AIを活用したアプリケーション	×	AIを「活用」したBtoCアプリケーションであり、中核技術ではないため。
基盤モデル「tsuzumi」	基盤モデル	○	2. AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのものであるため。
RAG(検索拡張生成)システム	機械学習・学習データ支援ツール	○	1. AIモデルの性能向上(機械学習)をサポートするプログラムであるため。

AIアプリの操作画面 (UI)	アプリのUI(画面等)	×	AIの中核技術ではなく、アプリケーションのインターフェース部分であるため。
GPUクラスタの仮想化・制御ソフトウェア	ハードウェア制御	○	3. 機械学習アルゴリズムの実現(GPU稼働)に不可欠なプログラムであるため。

1.3. 指定対象となる「知財由来所得」の厳格な定義

適格なIPを特定した後、そのIPが生み出す「所得」を特定する必要がある。ここでも対象は厳しく限定されている。

1.3.1. 適格な所得

対象となるのは、以下の2種類の取引から生じる所得である¹。

1. ライセンス所得：対象知財の使用許諾(ライセンス)から得られる所得。
2. 謹度所得：対象知財の売却(謹度)から得られる所得。

1.3.2. 今年度(R7)の明確な「対象外」所得

本税制のインパクトを理解する上で最も重要な点は、以下の2つの所得が明確に対象外とされていることである。

(1) 製品・サービスの売却益

英国、シンガポール、オランダ等のイノベーションボックス税制では、対象知財を組み込んだ「製品・サービスの売却益(Embedded IP所得)」も指定対象としている国がある¹。

しかし、我が国の令和7年度制度では、これらは明確に対象外である¹。

経済産業省の資料⁽¹⁾では、P.18以降でこの「製品・サービスの売却益」の追加を「来年度に向けた検討事項」として議論している¹。その実現には、OECDの国際ルール(BEPS Action 5)に基づき、移転価格税制の考え方を活用した複雑な所得算定(P.19-P.27)が必要となるためであり、今年度の適

用は不可能である。

この事実は、IPを他社にライセンスせず、自社製品に組み込んで販売すること(例:特許技術を搭載した自動車や家電の販売)を主な収益源とする多くの製造業企業が、現時点の制度では本税制の恩恵を受けられないことを意味する。

(2) 関連者(グループ内企業)からの所得

ライセンス所得、譲渡所得のいずれについても、「関連者」からの所得は明確に除外される¹。

ここでいう「関連者」とは、発行済株式の\$50%\$以上を直接または間接に保有する(または保有される)関係など、特殊な関係がある者を指す¹。

【結論: 令和7年度のメインターゲット企業】

上記1.2.および1.3.の厳格な定義(特に「製品売却益」と「関連者所得」の除外)の結果、今年度(R7)の本税制のメインターゲットは、以下の条件を全て満たす企業プロファイルに限定される。

1. 自社で中核技術(特許・コアAI)の研究開発を行い、
2. その技術を(製品に組み込むのではなく)、
3. **グループ外の第三者(非関連者)**に対し、
4. **「ライセンス」または「譲渡(売却)」**している企業。

第2部:【契約戦略】対象所得の創出と最大化

第1部で特定された「適格IP」および「適格所得」の要件を満たした上で、次にその「所得額」を税務上いかにして立証し、最大化するか、という契約実務のフェーズに移る。税務当局による否認リスクの多くが、このフェーズに集中している。

2.1. 必須要件:「対価の額の明確化」

実務上の最大の課題は、実際のビジネス契約が税制の要求する区分と一致していない点にある。例えば、対象知財(例:特許A)と、対象外知財(例:関連ノウハウC、商標D)を「ソリューション・パッケージ」として一括ライセンス契約(対価:総額1億円)を締結することは極めて一般的である。

本税制の適用を受けるためには、このようなケースにおいて、契約において対象知財の対価の額が明らかにされている必要がある¹。

「対価の額が明らか」とは、契約に係る書類(原契約書、覚書、合意書等)において、以下のいずれかが示されている場合を指す¹。

1. 対象知的財産「ごと」の対価の額(例:特許A(対象): 7,000万円、ノウハウC(対象外): 3,000万円)
2. 取引全体に占める対象知的財産の対価の「割合」(例:特許A(対象): \$70\%\$)

3. 取引全体に占める対象知的財産「群」の対価の「割合」(例:特許A及びB(対象群): \$80\%\$)

SaaSの扱いについて:

SaaS(Software as a Service)のようにソフトウェアをサービスとして提供する場合、その取引が本税制の対象となるかは、「当該サービスがAI関連のプログラムの著作物の使用許諾に係るものであるか否か」で判断される¹。単なるクラウドサービスの「利用」は対象外と解釈される可能性が高く、「使用許諾(ライセンス)」としての実態が契約上明確にされている必要がある。

【戦略的アクション:既存契約の遡及的見直し】

令和7年度の所得として計上されるライセンス収入(既存の長期契約を含む)について、貴社の法務部門および営業部門は、早急に全てのライセンス契約書をレビューする必要がある。

その結果、上記の「対価の明確化」要件を満たしていない契約(これが大多数であると予想される)については、取引先と交渉の上、「覚書(おぼえがき)」や「合意書」を別途締結し(原契約書の変更や追加に関する書類も「契約に係る書類」に含まれる¹)、対価の内訳(例:既存契約の対価1億円のうち、\$70%\$は特許Aに帰属する、等)を明確化する作業が必須である。

この作業を怠った場合、ライセンス所得の全額が「対象知財の対価が不明確」であるとして、税務当局から否認される重大なリスクがある。

2.2. 高リスクな例外:「ノウハウ等と一体不可分な取引」

税制は、対価の区分が困難なケース(例:特許A(対象)とノウハウC(対象外)が一体不可分)のために、例外規定を設けている¹。

この例外規定では、以下の3要件をすべて満たした場合に限り、ノウハウC(対象外)の対価を含めた「取引全体の対価の額」を本税制の対象とすることができます¹。

1. 契約書、交渉経緯等から、ノウハウ等の対価が設定されていないことが明らかであること。
2. 取引実績として当該ノウハウ等が単体で取引されている契約がなく、今後も単体で取引されないこと。
3. 契約書、交渉経緯や特許クレームと当該ノウハウの内容等において、対象知財と当該ノウハウ等の関連性について説明がなされていること。

【戦略的インサイト:例外規定という「罠】

この例外規定は、一見すると納税者にとって有利(ノウハウの対価まで控除対象に含められる)に見えるが、実務上は極めてリスクの高い「罠」であると言える。

税務調査において、調査官は要件2(「単体取引実績がない」)を徹底的に調査する。「貴社は過去、類似のノウハウを『技術指導料』や『コンサルティング料』として別契約で取引したことはないか?」と問われ、一件でも類似の取引実績が発見されれば、この例外規定の適用は否認される。また、「今後も単体で取引されないこと」を立証するのも極めて困難である。

したがって、本税制を「徹底的に」活用し、否認リスクを最小化する観点からは、この例外規定に安

易に依存するべきではない。最も安全かつ確実な方法は、2.1.で述べた通り、契約の覚書によって対価を明確に(例:特許A: \$95\%\$, ノウハウC: \$5\%\$)区分することである。この例外規定は、それが物理的に不可能な場合の、最後の手段としてのみ検討すべきである。

2.3. 所得計算の実務: 費用控除と損益通算

対象所得額の計算は、適格な収益から、それに対応する費用を控除して行われる。

- 所得の計算¹:
 - (対象知財所得) = (ライセンス取引の収益のうち対象知財の対価の額) - (対応する当該事業年度にかかった費用)
 - 費用例: 特許の維持に要する費用(年金)、弁理士費用など。
- 費用按分の注意点¹:
 - 複数のライセンス取引(例:B社、C社、D社)に、共通の対象知財(例:特許a)が含まれる場合、その維持費用(特許aの年金)を、各取引(B社、C社、D社)に係る費用として二重三重に控除することは不適切である。
 - 適切な処理としては、例えば、特許aの年金を取引の数(この例では3)で按分し、按分された額を各取引に係る費用とする、といった合理的な基準で算出する必要がある¹。
- 複数取引の損益通算¹:
 - 申告法人が同一年度内に複数の適格取引(例:取引Aと取引B)を行っている場合、本税制の適用を受けるためには、収益が費用を上回る取引から得られた**所得(プラス)と、収益が費用を下回る取引で発生した損失(マイナス)**を、合算する必要がある。
 - 適用可: 合算して、取引全体としてプラスになっている場合、そのプラスの額を基礎として本税制が適用される。
 - 適用不可: 損失が所得を上回り、全体としてマイナスの場合、当該マイナス分をその事業年度の所得から控除することはできず、不適用事業年度となる。このマイナス分は、繰り越して翌年度以降の所得と損益通算させる必要がある¹。

第3部:【令和7年度限定】「自己創出比率」の徹底活用戦略

第2部で算定した「対象知財所得」に、次に「自己創出比率」を乗じる。この比率の計算方法こそが、今年度(令和7年度)の戦略的行動を決定づける最重要ポイントである。

3.1. 自己創出比率(ネクサス・アプローチ)の基本構造

本税制における所得控除額は、以下の算定式で計算される¹。

$$\text{所得控除額} = (\text{制度対象所得}) \times (\text{自己創出比率}) \times 30\%$$

ここでの「自己創出比率」は、OECDのBEPS行動5で勧告された「ネクサス・アプローチ」の考え方に基づくものであり、税制上の恩恵を、納税者(申告法人)が「主に国内で」「自ら」行った研究開発の範囲に限定することを目的としている¹。

この比率は、以下の算定式で計算される¹。

$$\text{自己創出比率} = \frac{\text{適格研究開発費の合計額}}{\text{研究開発費の合計額}}$$

- 分母(研究開発費の合計額)：申告法人が対象知財の取得又は製作をするために必要となった研究開発費¹。原則として、対象知財に「直接関連する」費用を全て抽出する必要がある(例外あり)¹。
- 子分子(適格研究開発費)：上記「分母」の金額のうち、「適格」な研究開発費(=主に国内で自ら行ったR&D費用)を指す。
- 分子から除外される費用(=非適格費用)¹：
 1. 他者からのIP取得費用(M&Aや購入で「買ってきた」知財の費用)
 2. 国外関連者に対する委託試験研究費
 3. **国外事業所等(PE)**を通じて行う事業に係る研究開発費の額

3.2.【最重要】令和7年度・8年度限定「経過措置」の戦略的活用

上記3.1.の「本則」の計算方法は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるものである¹。本則計算の最大の課題は、「分母」を計算するために、過去の研究開発プロジェクト費用を「対象知財ごと」に正確に紐付けて追跡・管理する必要がある点であり、これは多くの企業にとって極めて高い事務的ハンドルとなる。

しかし、今年度(令和7年度)および令和8年度には、この事務的負担を回避できる、極めて有利な「経過措置」が設けられている¹。

- 経過措置期間¹：
 - 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度(=R7、R8の2事業年度)。
- 経過措置期間中の「自己創出比率」の計算方法¹：
 - 分母(研究開発費の合計額)：
 - (本則)対象知財に直接関連するR&D費
 - (経過措置)申告法人全体の研究開発費の額(申請事業年度を含む過去3事業年度の合計額)

- 分子(適格研究開発費):
 - 上記「分母(申告法人全体)」のうち、非適格費用(IP取得費、国外関連者委託費、PE R&D費)を除いた額。

この経過措置が持つ戦略的重要性は、計り知れない。

本則(R9以降)では、対象知財(特許A)の創出に直接関連するR&D費(例:10億円)を特定し、そのうち国外関連者への委託費(例:3億円)が多ければ、自己創出比率は $\$70\% (\$(10-3) \div 10\$)$ と低くなる。

対して経過措置(R7, R8)では、特許Aとは全く無関係な、申告法人全体の(過去3年間の)研究開発費(例:1,000億円)を分母とする。そのうち非適格費用(例:国外関連者委託費の合計 50億円)が少なければ、自己創出比率は $\$95\% (\$(1000-50) \div 1000\$)$ と、極めて高い比率を維持できる。

【提案テーブル: R7(経過措置)とR9(本則)の計算方法の戦略的比較】

比較項目	令和7年度・8年度(経過措置)	令和9年度以降(本則)
計算ベース	申告法人全体の研究開発費(過去3年分) ¹	対象知財に直接関連する研究開発費(R7.4.1以降の累積分) ¹
R&D費用の特定	財務諸表(P/L)上の「研究開発費」総額から、非適格費用(※)を引くだけで計算可能。	過去のR&Dプロジェクト費用を、個々の特許・AIプログラムに紐付けて追跡・管理する会計システムが必須。
管理負担	低い。既存の会計データで対応可能。	極めて高い。R&D部門と知財・経理部門のシステム連携が必須。
比率への影響	失敗したR&Dや、無関係なR&D(国内・自社)も分母・分子に含まれ、比率の安定化に寄与する。	対象知財のR&Dに国外関連者委託(非適格)が多いと、比率が大幅に低下、またはゼロになるリスクがある。
(※)非適格費用:IP取得費、国外関連者への委託試験研究費、国外PEでのR&D費 ¹		

【戦略的インサイト: R7で「徹底的に」活用すべき理由】

1P.10に示された経過措置は、日本政府が「R&D費用の知財への紐付け管理が未整備な企業が多い」という実態を認識した上で、最初の2年間に限り、税制適用の事務的ハーダルを意図的に下げていることを明確に示している。

過去のR&D費用の会計管理が不十分であり、R9以降の「本則」計算では自己創出比率の立証が困難(または比率が著しく低くなる)と予想される企業であっても、R7・R8の「経過措置」計算(=会社全体のR&D費)であれば、高い比率を維持して税制を適用できる可能性が極めて高い。

「徹底的に利用する」という観点からは、管理負担が重くなるR9年度(本則)を待つ理由は一切なく、管理負担が最も軽いR7年度(今年度)から適用を開始し、この2年間の税効果を最大化することこそが、CFOが取るべき合理的な経営判断である。

第4部:【致命的な落とし穴】適用を妨げる組織・取引構造

本税制には、第1部で見た「関連者所得の除外」に加え、多くの日本企業が採用する一般的なグループ経営ストラクチャー(組織構造)そのものが、本税制の適用を根本的に妨げる(=適用不可とする)よう設計された、極めて厳格な規定が存在する。

これらの「落とし穴」に該当する場合、第1部から第3部までの努力(IP特定、契約、比率計算)が全て無駄になる。

4.1. 適用不可(1):組織再編(M&A)による知財の承継

- ケース¹: A社がB社を吸収合併(またはC社がD社の事業を吸収分割)し、B社(またはD社)が研究開発して取得した知財(特許)を承継した。A社(またはC社)がこの承継した特許をライセンスしても、本税制は適用できない。
- 理由¹: 本税制の根幹は「自己創出比率」である。申告法人A社(C社)にとって、B社(D社)から承継した特許は「自ら」行った研究開発ではない(=他者からのIP取得費用と同義)。
- 戰略的影響: これは、IPポートフォリオの強化をM&A(合併・事業分割)に依存している企業は、本税制の恩恵を受けることができないことを意味する。本税制は、オーガニックな(自社内の)R&D活動を強く優遇する設計となっている。

4.2. 適用不可(2):グループ内取引(関連者間取引)

- ケース¹: A社が、関連者であるB社(例:100%子会社)に対し、対象知財のライセンスや譲渡を行う。
- 結果¹: A社がB社から受け取ったライセンス対価や譲渡対価は、本税制の対象所得ではない。
- 理由¹: 制度の趣旨は、グループ外(特に国際的)な競争力強化であり、グループ内の所得移転は対象外である(第1.3.2.節で詳述)。収益の源泉は、あくまで**グループ外の「第三者(非関連者)」**である必要がある。

4.3. 適用不可(3): 知財管理子会社(IP Box)スキーム

- ケース¹: 日本の多くの大企業が採用するモデル。
 1. 事業会社A社(または中央研究所)がR&Dを行い、知財を創出する。
 2. 創出した知財を、グループ内の「知財管理法人B社」に集約(譲渡またはライセンス)させる。
 3. B社(申告法人)が、その知財をグループ外の「非関連者(第三者)」にライセンスし、収益を得る。
- 結果¹: この場合、申告法人であるB社(知財管理法人)は、本税制を適用できない。
- 理由¹: B社はライセンス活動の主体ではあるが、「自ら」研究開発を行っていない。したがって、B社の「自己創出比率」の計算において、分子(適格研究開発費)がゼロとなるためである。
- 戦略的影响: ¹P.16のこの規定は、欧州で一般的な「IP Box(知財集約会社)」戦略を、日本のイノベーションボックス税制が明確に否定していることを示す、極めて重要なスライドである。本税制の適用主体は、R&D部門を持たない「知財管理法人」ではなく、R&D活動を実際に行った「事業会社」または「中央研究所」そのものでなければならない。

4.4. 適用不可(4): 中央研究所と事業会社の資金提供スキーム

- ケース¹: ケース4.3.と並び、日本企業特有の「落とし穴」。
 1. 中央研究所A社(申告法人)がR&Dを行い、知財を取得する。
 2. A社が、その知財をグループ外の「非関連者(第三者)」にライセンスし、収益を得る。
 3. しかし、A社(中央研究所)のR&D費用は、全てグループ内の事業会社B社からの「資金提供(例:研究開発負担金、業務委託費)」によって賄われている。
- 結果¹: この場合、申告法人であるA社(中央研究所)は、本税制を適用できない。
- 理由¹: 自己創出比率の計算において、「研究開発の費用に充てるために他の者から支払を受ける金額(=事業会社Bからの資金提供)」がある場合、当該金額を「研究開発費の額(分母・分子)」から除く、という規定があるため¹。結果として、A社の研究開発費はゼロとして扱われ、

比率が計算不能(またはゼロ)となる。

【CFOとCTOへの警告】

1 P.16に示された上記ケース4.3.および4.4.は、本税制の適用を検討する上で最も致命的な障害となり得る。

日本の多くの大企業が採用する「中央研究所(コストセンター)を、事業部(プロフィットセンター)がファンディングする」というグループR&Dガバナンス構造そのものが、本税制の適用を(意図せず)妨げる結果となっている。

本税制を「徹底的に」活用するためには、税務部門や知財部門のレベルを超えて、**CFO(最高財務責任者)**と**CTO(最高技術責任者)**が主導し、自社のR&Dの実行主体、IPの保有主体、ライセンスの実行主体、そしてR&Dの資金負担の在り方(グループ内ファンディングの構造)が、これらの「適用不可ケース」に該当しないか、緊急に診断する必要がある。

第5部: 申請実務とコンプライアンス – 必須の行政手続き

第1部から第4部までの全ての要件(適格IP、適格所得、自己創出比率、組織構造)をクリアした上で、最後に、税務申告の前提となる「経済産業省による証明書交付」という行政手続きを完了する必要がある。

5.1. 経済産業省(METI)による「証明書交付」手続き

本税制の適用(損金算入)を受けるためには、対象の知的財産やそれに関連する研究開発が制度の要件を満たすことについて、**経済産業大臣の「証明書」**を取得し、その写しを税務申告書に添付することが必須である¹。

- 申請期間(タイムライン)¹:
 - 申請は、本税制の適用を受けようとする事業年度末日の**60日前**から**30日後**の期間に実施する必要がある。
 - (例:3月31日決算法人) 令和7年度(2026年3月期)の申請期間は、**2026年1月30日～2026年4月30日**となる。
- 事前相談¹:
 - 申請に先立って、経済産業省への「事前相談」を行うことが可能である(通年で受付)。
 - 施行初年度であり判断基準が不透明な部分多いため、否認リスクを排除する観点から、この事前相談の活用を強く推奨する。

5.2. 【AI特有】ソフトウェア協会(SIA)による事前確認

対象知財が「特許権」ではなく「AI関連のプログラムの著作物」である場合、METIへの申請に先立ち、追加のステップが必要となる¹。

- 必須の追加ステップ¹:
 1. 申告法人は、まず(一社)ソフトウェア協会(SIA)に対し、当該プログラムが「AI関連であること」の確認を申請する。
 2. SIAによる専門的な知見に基づく確認を経て、「AI関連であることの証明書」が交付される。
 3. 申告法人は、このSIA交付の証明書の写しを添付して、経済産業省(METI)に本申請(5.1.)を行う。

【戦略的インサイト:AI申請のリードタイム】

AIプログラムによる申請は、特許権による申請と比較し、SIAという外部機関による技術的審査が加わるため、申請のリードタイムが大幅に長期化することが予想される。

特に令和7年度は、SIAが¹ P.5の技術的定義(コア技術か、アプリカ)をどのように判断するかの実績が全くない、最初の年となる。

したがって、AIプログラムでの申請を目指す企業は、METIの申請期間(例:2026年1月30日~)に間に合わせるため、可及的速やかにSIAの事前確認プロセスと必要資料(プログラムの概要説明等)を確認し、前倒しでSIAへの申請準備を開始する必要がある。

5.3. 申請書(様式)と必須記載項目

METIへの申請書(様式は経済産業省の公式ガイドライン³に準拠)では、R&D活動と創出された知財の「ネクサス(関連性)」を説明するため、以下の項目の記載が求められる¹。

- 特許権: 特許番号、登録日
- AI関連のプログラムの著作物: 製造日、プログラムの名称、プログラムの概要
- 研究開発テーマ: 実施内容、実施時期、担当部署
- 関連性の説明: 上記の「特許権・AIプログラム」と、それらを創出した「研究開発テーマ」との関連性

【経過措置期間中の特例】

第3部で詳述した「経過措置」のメリットは、申請書の手続きにも反映されている。

令和7年度・8年度の経過措置が適用される場合、申請書記載項目のうち、「他者からの対象知財の取得・ライセンスの有無」「海外関連者への委託研究開発活動の有無」「PEでの研究開発活動の有

無」といった、自己創出比率(本則)の計算に必要な項目については、記載が不要である¹。これは、申請実務においても、経過措置期間中は事務負担が明確に軽減されていることを示しており、R7年度から適用を開始すべき強力な理由の一つである。

第6部：結論と実行に向けたロードマップ

イノベーション拠点税制を令和7年度(今年度)に「徹底的に」利用するためには、本レポートで詳述した複雑な税制要件を理解するだけでなく、R&D、知財、法務、経理、そして経営企画の各部門が横断的に連携し、以下のロードマップを迅速に実行することが不可欠である。

6.1. 令和7年度(今年度)適用に向けた緊急アクションプラン

【ステップ1：即時】致命的欠陥の診断(担当：経営企画、CFO、CTO)

- アクション：貴社のグループ組織構造が、第4部で詳述した「適用不可ケース」に該当しないか、直ちに診断する。
- チェックポイント：
 - 収益の柱となるIPは、M&A(合併・分割)で取得したものではないか？¹
 - R&Dを行った法人と、ライセンスを行っている法人が異なる(例：知財管理子会社スキーム)か？¹
 - 中央研究所のR&D費用は、事業部からの資金提供(負担金)で賄われていないか？¹
- 対応：1つでも該当する場合、R7年度の適用は困難である可能性が高い。本税制適用のために組織再編(IPやR&D機能の移管)を行うか、または適用可能な他の(R&Dとライセンスを同一法人が行う)事業部門がないか、再探索する。

【ステップ2：～1ヶ月以内】知財ポートフォリオの棚卸し(担当：知財、R&D)

- アクション：「令和6年4月1日以後」に取得・製作された「特許権」および「AI関連プログラム」を全てリストアップする。
- チェックポイント：
 - AIについては、¹ P.5の厳格な定義に基づき、対象(基盤モデル、RAG等)と対象外(AI活用アプリ)に明確に分類する。

【ステップ3：～2ヶ月以内】契約書の総点検と改定交渉(担当：法務、営業、事業部)

- アクション：ステップ2で特定した適格IPに関し、「グループ外(非関連者)」への「ライセンス契約」または「譲渡契約」を特定する。
- チェックポイント：

- 全ての該当契約書をレビューし、第2.1節の「対価の明確化」要件¹を満たしているか確認する。
- 対応：要件を満たさない契約（大多数がこれに該当すると予想される）について、取引先に本税制適用のための「覚書（対価の内訳の明記）」の締結交渉を、営業・事業部と連携して開始する。

【ステップ4：～2ヶ月以内】経過措置による控除額の試算（担当：経理、税務）

- アクション：第3.2節で詳述した¹ P.10の**「経過措置（申告法人全体）」**に基づき、自己創出比率を試算する。
- 計算式：
 - $((\text{過去3年のR&D費総額}) - (\text{IP取得費} + \text{国外関連者委託費} + \text{PE R&D費})) \div (\text{過去3年のR&D費総額})$
- 対応：ステップ3の対象所得（見込み）と上記比率を乗じ、R7年度の税効果（控除額 \$ \times 30% \$）を試算し、経営陣に報告する。

【ステップ5：～3ヶ月以内】行政手続きの開始（担当：知財、R&D、税務）

- アクション：ステップ4の試算で十分な税効果が見込める場合、経済産業省（METI）に対し、本申請に向けた「事前相談」¹を直ちに申し込む。
- 対応（AIプログラムの場合）：
 - METI相談と並行し、（一社）ソフトウェア協会（SIA）に対し、「事前確認」の具体的なプロセスと技術資料の要件について、コンタクトを開始する¹。

6.2. 期待値の管理：将来の改正動向

本レポートで分析した通り、今年度（R7）の制度には多くの制約（例：製品売却益の対象外、厳格なグループ内取引の除外）が課されている。

経済産業省は、これらの残された論点（実用新案権等の追加、製品・サービスの売却益の追加、組織再編・グループ内取引の取扱い）を「来年度に向けた検討事項」として認識している¹。

特に「製品・サービスの売却益」の追加は、OECDの国際ルール¹に準拠するため、移転価格税制の考え方（ルーティーン利益と残余利益の分割等）¹を活用した、極めて複雑な知財所得の算定方法の導入が前提となる。

【最終結論】

これらの制約が将来の税制改正で緩和される可能性は残されているが、それはR7年度（今年度）の適用には一切関係がない。「今年度利用できる減税措置をてつていてきに利用する」ためには、将来的な不確実な改正を待つのではなく、現行の厳格なルールの下で、R7年度・R8年度の2年間のみに許された**「経過措置（=低い事務的ハードル）」という明確な機会**を確実に捉え、上記のアクション

プランを迅速に実行することに全ての経営資源を集中すべきである。

引用文献

1. イノベーション拠点税制_知財ガバナンス研究会説明資料set.pdf
2. イノベーション拠点税制(イノベーションボックス ... - 経済産業省, 11月 14, 2025にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/innovation_tax_guideline.pdf
3. イノベーション拠点税制(イノベーションボックス税制)について ..., 11月 14, 2025にアクセス、
https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/about_innovation_tax.html